

できる限り 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために ～高齢者の権利擁護シリーズ②～

【問合せ】南魚沼市地域包括支援センター ☎773・6675
大和地域包括支援センター ☎788・0106
塩沢地域包括支援センター ☎782・0252

近年消費者被害が全国的に増加しており、高齢者が被害に遭うケースも増えています。これは重大な権利侵害です。注意喚起が行われていても、多様で巧妙な手口により特に高齢者を狙った被害は多く、大きな社会問題となっています。

被害に遭わないために正しい知識・対応方法を知ることや、「何かおかしい」と感じたらすぐに相談することが大切です。自分で相談することや地域などで相談支援することは「権利擁護」の取り組みの1つです。

消費者トラブルは身近で巧妙な手口により起きています

南魚沼市消費生活センターには毎年300件近くの相談が寄せられ、特に60代以上の人からの相談が多くなっています。相談内容は、テレビショッピングなどの通信販売トラブル、電話での勧誘販売などがあり、特殊詐欺についての相談も寄せられています。特に市内では次のようなトラブルの相談が多くなっています。

通信販売によるトラブル

「初回無料」「お試し価格」などの広告を見て、お試しのつもりで購入したら定期購入の契約だった など

対応策

通販商品の購入は、注文前に購入条件・返品条件をよく確認し、SNSやネット上の「今だけ」「お得」などの広告は安易に信用しないようにしましょう。

架空請求によるトラブル

はがきや封書、SMS（ショートメッセージサービス）などで「〇〇代が未納です」などと身に覚えのない請求を受ける など

対応策

身に覚えがない場合は連絡をしない、連絡をしても金銭の要求には応じないようにしましょう。案内されている電話番号には連絡しないようにしましょう。

海産物の電話販売勧誘によるトラブル

「買ってもらわないと困る」「コロナの影響で収入が減って困っている」など親切心や同情心につけ込んで商品を送り付ける、または代金に見合わない商品が届く など

対応策

一方的に商品が届いても受け取らず、少しでもおかしいと感じたらきっぱりと断りましょう。電話勧誘で商品を購入したときは、クーリング・オフができます。

なぜ高齢者の被害が多いの？

日中に自宅に居ることが多く、来客や電話などに対応する機会が多い高齢者や女性が被害に遭いやすい傾向があります。日ごろから注意する習慣や心がけが大切です。



高齢者は、だまされたことに気が付かなかったり、家族に迷惑をかけたくないという思いから、家族や周囲に相談しないことが多くあります。高齢者を消費者トラブルから守るためには、家族や友人、地域、民生委員など周囲の人による「気づき」が大切です。

消費者被害の疑いがある、自分が被害に遭った、被害に遭っている人を把握した場合は、南魚沼市消費生活センター（☎772・2541）か各地域包括支援センターにご相談ください。